

令和6年度
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具サービスの適切な PDCA の実現に向けた 調査研究事業 報告書

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ

令和 7(2025)年3月

ヘルスケア&ウェルネス事業部

5. 福祉用具レンタル卸・販売事業者調査

5.1 調査概要

5.1.1 調査の目的

福祉用具レンタル卸・販売事業者を対象として、福祉用具貸与事業所からの業務委託依頼の実態や対応状況、福祉用具レンタル卸・販売事業者として感じている課題等について把握し、福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員による質の高い福祉用具サービス提供に繋げることを目的として実施した。

5.1.2 調査対象

全国の福祉用具レンタル卸・販売事業者のうち24社（本社の福祉用具担当者宛に依頼）
※調査対象は厚生労働省より提供を受けた。

5.1.3 調査時期

令和7年1月～2月

5.1.4 調査方法

郵送依頼、WEB 回収

5.1.5 回収状況

回収状況は以下の通り。

図表 5-1 回収状況

調査対象数	回収数(率)	
24	7	29.2%

5.1.6 主な調査項目

主な調査項目は以下の通り。

図表 5-2 主な調査項目

問	調査項目	
問1	基本情報	▶ 事業所・営業所数 ▶ フランチャイズ(FC)店舗数 ▶ サービス提供地域 ▶ 福祉用具貸与事業所への提供種目
問2	福祉用具貸与事業所への業務提供について	▶ 福祉用具貸与について ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲 ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況 ▶ 福祉用具貸与以外について ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応範囲 ・ 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況 ▶ その他(上記以外に福祉用具貸与事業所から相談や依頼があること、対応していること)
問3	福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について	▶ 本来あるべきでないと認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、悩ましく感じる点

5.2 調査結果

5.2.1 基本情報

(1) 事業所・営業所数

本調査に回答した福祉用具レンタル卸・販売事業者の事業所・営業所数は、「5事業所以下」が1件、「6事業所以上 10 事業所以下」が 3 件、「11 事業所以上」が 3 件であった。

図表 5-3 事業所・営業所数

合計	5事業所以下	6事業所以上10事業所以下	11事業所以上
7	1	3	3
100%	14%	43%	43%

5.2.2 福祉用具貸与事業所への業務提供について

(1) 福祉用具貸与について

1) 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲

福祉用具貸与についての福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲については、「福祉用具サービス計画の作成」、「福祉用具サービス計画の利用者への手交」、「福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交」および「モニタリングの実施・記録作成」を除き、「依頼・相談がよくある」または「依頼・相談が時々ある」と回答した事業者が存在した。

図表 5-7 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲

	合計		業務委託依頼の有無							
			1.依頼・相談がよくある		2.依頼・相談が時々ある		3.依頼・相談はない		4.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 情報収集・アセスメント	7	100%	1	14%	2	29%	3	43%	1	14%
b 福祉用具の選定	7	100%	2	29%	2	29%	3	43%	0	0%
c 福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	7	100%	0	0%	2	29%	5	71%	0	0%
d サービス担当者会議への出席	7	100%	0	0%	2	29%	5	71%	0	0%
e 利用者宅への搬入	7	100%	6	86%	1	14%	0	0%	0	0%
f 利用者宅での組み立て・設置・取付け・調整	7	100%	6	86%	1	14%	0	0%	0	0%
g 利用者への使用方法の説明・指導	7	100%	3	43%	4	57%	0	0%	0	0%
h 福祉用具サービス計画の作成	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
i サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	7	100%	1	14%	0	0%	6	86%	0	0%
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
l レンタル契約締結の代行	7	100%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
m 利用者からの連絡窓口・相談対応	7	100%	0	0%	3	43%	4	57%	0	0%
n 利用者宅での点検	7	100%	2	29%	4	57%	1	14%	0	0%
o 利用者宅での修理	7	100%	2	29%	4	57%	1	14%	0	0%
p モニタリングの実施・記録作成	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
q 利用者宅からの搬出	7	100%	6	86%	1	14%	0	0%	0	0%

※e,f,g,o,qについては、「福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務」、それ以外については「福祉用具専門相談員が自ら行う必要のある業務」を指す。なお、ここでの「福祉用具専門相談員」とは、「当該利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員」を指し、「レンタル卸会社に所属する福祉用具専門相談員」は含まない。

2) 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況

福祉用具貸与についての福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況については、いずれの項目も「自社のみで対応している」と回答した事業者はいなかったが、「福祉用具サービス計画の作成」、「福祉用具サービス計画の利用者への手交」、「福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交」および「モニタリングの実施・記録作成」を除く全ての項目について、「卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している」または「個別ケースによる(1, 2いずれの場合もある)」と回答した事業者が存在した。

図表 5-8 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況

	合計		福祉用具レンタル卸・販売事業者としての対応状況									
			1.卸先の福祉用具専門相談員に同行・同席している		2.自社のみで対応している		3.個別ケースによる(1,2いずれの場合もある)		4.対応していない		5.わからない	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
a 情報収集・アセスメント	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	3	43%	1	14%
b 福祉用具の選定	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	3	43%	1	14%
c 福祉用具貸与・選択制などの制度に関する利用者への説明	7	100%	0	0%	0	0%	3	43%	4	57%	0	0%
d サービス担当者会議への出席	7	100%	1	14%	0	0%	1	14%	5	71%	0	0%
e 利用者宅への搬入	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%
f 利用者宅での組み立て・設置・取付け・調整	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%
g 利用者への使用方法の説明・指導	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
h 福祉用具サービス計画の作成	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
i サービス利用に関する利用者・家族への説明・同意	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
j 福祉用具サービス計画の利用者への手交	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
k 福祉用具サービス計画のケアマネジャーへの手交	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
l レンタル契約締結の代行	7	100%	0	0%	0	0%	1	14%	6	86%	0	0%
m 利用者からの連絡窓口・相談対応	7	100%	0	0%	0	0%	2	29%	4	57%	1	14%
n 利用者宅での点検	7	100%	0	0%	0	0%	6	86%	1	14%	0	0%
o 利用者宅での修理	7	100%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%	0	0%
p モニタリングの実施・記録作成	7	100%	0	0%	0	0%	0	0%	7	100%	0	0%
q 利用者宅からの搬出	7	100%	2	29%	0	0%	5	71%	0	0%	0	0%

※e,f,g,o,qについては、「福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務」、それ以外については「福祉用具専門相談員が自ら行う必要のある業務」を指す。なお、ここでの「福祉用具専門相談員」とは、「当該利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員」を指し、「レンタル卸会社」に所属する福祉用具専門相談員は含まない。

5.2.3 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでない と認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしてい ること、悩ましく感じる点

福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでない
と認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、
悩ましく感じる点として、以下の回答が挙げられた。

図表 5-12 福祉用具レンタル卸・販売事業者としての業務範囲について、本来あるべきでない
と認識しているが、地域や現場によっては致し方ない対応事案や見聞きしていること、
悩ましく感じる点(主な自由記述)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">▶ 同行及び単独での搬入出サポート▶ 立会無しの納入、設置、説明、選定、不具合点検、修理対応▶ 福祉用具貸与事業所の立ち会いが無い状態でのご利用者宅現地納品、引取など▶ 利用者情報が無いなかでの商品選定。無料の現地への搬入、搬出 |
|---|

5.3 調査結果のまとめ

本事業では、福祉用具レンタル卸・販売事業者を対象に介護保険による福祉用具貸与・販売の実態
について調査を実施した。全国でサービス提供を行う一部の事業者からの回答に留まるが、本来、当該
利用者の居宅サービス計画に位置づく福祉用具貸与事業所に所属する福祉用具専門相談員が自ら行
う必要のある業務範囲(利用者へのアセスメント、福祉用具の選定、モニタリングなど)に関する依頼・相
談や、福祉用具専門相談員による立会いと責任において委託が可能と考えられる業務(福祉用具の搬
入・搬出及び組み立て・設置・調整等)について、ケースによっては福祉用具レンタル卸・販売事業者単
独での対応が実施されている実態が把握できた。福祉用具貸与種目のなかでも、移動用リフトなどの大
型の機種や組み立て、設置等が複雑な種目については、特に福祉用具レンタル卸・販売事業者の協力
を得て、利用者へサービス提供することも想定されるが、自由記述のなかで「立会無しの搬入、設置」な
どの回答もあり、地域や福祉用具貸与事業所の中には、運営基準²を正しく理解せずにサービス提供を
行っている可能性が示唆された。このような実態の是正に向けて、本事業で作成した手引きの「6. 福祉
用具貸与事業者の役割」においてコラムとして掲載することを通じて、注意喚起を実施することとした。

² 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第十三条 福祉用具貸与

福祉用具サービス提供における
**適切なPDCAの実現に
向けた手引き**



令和7年3月

令和6年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）
福祉用具サービスの適切なPDCAの実現に向けた調査研究事業

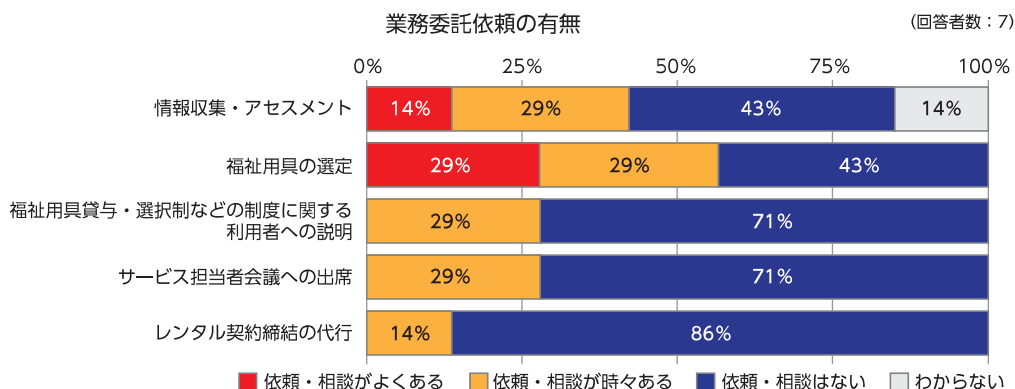


～コラム～

レンタル卸に、福祉用具専門相談員が委託の範囲を超えた業務まで依頼していませんか？

福祉用具貸与事業者は、運営基準において、福祉用具の保管・消毒を他の事業者へ委託することが認められており、実際に福祉用具レンタル卸・販売事業者（以下、「レンタル卸」という。）に依頼している事業者も多くあると思います。

しかし、近年、上記の委託の範囲¹²を超え、レンタル卸に対し本来福祉用具専門相談員自らが行う必要のある業務¹³まで依頼をしている福祉用具貸与事業者の存在が指摘されています。令和7年1月～2月にかけて、一部のレンタル卸を対象に「福祉用具サービス提供に関するアンケート調査」としてその実態把握を行ったところ、以下のような回答が得られました。



上記以外にも、本来あるべきではないと認識しているものの、依頼されている業務として「福祉用具貸与事業所の立ち合いが無い状態での利用者宅への納入、設置、説明、選定、点検・修理」という回答がありました。

福祉用具貸与事業者として、委託可能な業務範囲を正しく理解するとともに、委託を行う場合であっても福祉用具専門相談員として責任をもって立会いを行う等、利用者への適切なサービス提供を行い、運営基準を遵守しましょう。

¹² 指定基準 第二百三条

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

¹³ 解釈通知 第三 介護サービス 第十一 福祉用具貸与 3運営に関する基準 (3)①

居宅基準第一九九条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第4号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっては、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うものとする。

1. はじめに

2. 福祉用具専門相談員の役割

3. 一般的な福祉用具サービス提供プロセスにおけるポイント

4. 疾患別のポイント

5. 利用者の状況別のポイント

6. 福祉用具貸与事業者の役割

7. 福祉用具サービスの提供に関わる他職種との役割

8. チェックシート
9. 参考情報